

「明治日本の産業革命遺産九州・山口と関連地域」のユネスコの世界遺産登録に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年三月十三日

大久保 勉

参議院議長 山崎 正 昭 殿



「明治日本の産業革命遺産九州・山口と関連地域」のユネスコの世界遺産登録に関する質問主

意書

現在、政府は「明治日本の産業革命遺産九州・山口と関連地域」（以下「九州・山口産業革命遺産」という。）のユネスコの世界遺産への登録を目指している。福岡県でも、大牟田市（三池炭鉱宮原坑、三池炭鉱万田坑、三池炭鉱専用鉄道敷跡及び三池港）、北九州市（八幡製鐵所旧本事務所、修繕工場及び旧鍛冶工場）及び中間市（遠賀川水源地ポンプ室）における構成資産が存在する。

これを踏まえ、以下質問する。

- 一 ユネスコの世界遺産への登録に関して、政府の全体的な方針及び戦略を示されたい。
- 二 九州・山口産業革命遺産の重要性に対する政府の見解を示されたい。また、同遺産のユネスコの世界遺産への登録に対する政府の決意を示されたい。
- 三 九州・山口産業革命遺産の推薦書正式版のユネスコ世界遺産センターへの提出を踏まえ、登録に向けた今後のスケジュールの見通しを示されたい。

四 九州・山口産業革命遺産の推薦書正式版のユネスコ世界遺産センターへの提出に当たっては、稼働中の

資産が含まれることから、これまで世界遺産登録関係の事務を一手に担当してきた文化庁に加え、例外的に内閣官房が関与してきた。今後、ユネスコでの交渉等に際して、関係省庁の間に混乱があってはならないと考えるが、内閣官房、外務省（在外公館を含む。）及び文化庁の間で、どのような事務分担が行われるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。